

強い農業づくり交付金実施要綱の制定について

16生産第8260号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成18年	3月31日	17生産第8565号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9312号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9991号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3972号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10042号
改正	平成21年	5月29日	21生産第1065号
改正	平成22年	5月28日	21生産第9804号
最終改正	平成23年	4月1日	22生産第9707号

強い農業づくり交付金について、この度、強い農業づくり交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

強い農業づくり交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、新規就農者の育成・確保及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 経営力の強化
- 3 食品流通の合理化

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおり

とする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情及び第2の政策目的を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、推進事業は、交付の対象外とする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、2の提出を行う際に、当該都道府県計画に地域提案が含まれる場合又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- (3) 地域提案の事業内容の変更

第5 対策の実施期間

- 1 推進事業（別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、単年度で完了することとする。
- 2 整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）の実施期間は、別表のメニューの欄の取組内容ごとに生産局長等が別に定めるところによるものとする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした強い農業づくりのための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間、生産局長等が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

また、生産局長等が別に定める事業を実施する場合には、中間的な事業評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 4 生産局長等は、3の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 6 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業改良資金等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策

- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知。以下「旧市場要綱」という。）
 - (2) 地方卸売市場施設整備事業実施要領（昭和43年9月12日付け43農経C第493号農林事務次官依命通知。以下「旧地方市場要領」という。）
 - (3) 卸売市場活性化推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第658号農林水産事務次官依命通知。以下「旧活性化要領」という。）
 - (4) P F I 推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第659号農林水産事務次官依命通知。以下「旧P F I 要領」という。）
 - (5) 経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）
 - (7) 輸入急増農産物対応特別対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10126号農林水産事務次官依命通知。以下「旧輸入急増対策要綱」という。）
 - (8) アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6896号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 販路開拓緊急対策事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6899号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成16年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとし、平成17年度以降も事業実施を予定している地区にあっては、原則としてこの要綱に基づいて事業を実施しているものとみなす。

ただし、次に掲げる事業を実施している地区については、この限りではない。

 - (1) 旧生産要綱別表第2の対策事業名の欄の3の事業内容の欄の1の(2)の家畜導入を行う事業（以下「旧家畜導入事業」という。）により造成された基金に残余がある事業実施主体にあっては、平成17年9月30日までは旧生産要綱に基づき当該事業を実施できるものとする。
 - (2) 旧生産要綱に基づき旧家畜導入事業を実施していた事業実施主体が、この

要綱別表第1のタイプ名の欄の1の事業内容の欄の1の(4)の実証、試験等の実施のうち家畜導入を行う事業(以下「新家畜導入事業」という。)を実施する場合にあっては、この要綱の施行の際、旧家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、当該部分を新家畜導入事業により造成する資金に充てることができるものとする。

(3) 旧市場要綱、旧地方市場要領、旧活性化要領、旧PFI要領、旧生産要綱、旧輸入急増対策要綱に基づく事業であって、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。

(4) 旧生産要綱に基づき、平成16年度までに事業計画の承認を受け、かつ、当該事業計画に基づき、平成17年度以降においても事業を実施することを予定している畜産経営活性化事業及び家畜改良増殖対策事業については、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業実施状況の報告等については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 「農業経営総合対策実施要領」(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「経営総合対策要領」という。)に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

5 経営総合対策要領に基づき、平成16年度までに事業計画の認定を受け、かつ、当該事業計画に定めるところにより平成17年度以降も事業実施を予定している経営構造対策事業については、この要綱別表のメニュー欄の経営構造対策として事業を実施できるものとする。ただし、事業完了の報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。

6 「畜産環境総合整備事業実施要綱」(平成7年4月1日付け7畜B第326号農林水産事務次官依命通知)に基づき、平成21年度までに採択され、平成22年度以降においても事業を実施することを予定している畜産環境総合整備統合補助事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

2 この通知による改正前の要綱別表の政策目的の欄のIのメニューの欄の1の取組に係る(1)のエの実証、試験の実施のうち市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社及び特認団体が家畜の導入を受ける者に対し、乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛を一定期間貸し付けた後、その者に譲渡する取組を実施する場合にあっては、この通知の施行の際、新家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、基金の残余の範囲内で、農林水産省生産局長が別に定めるところにより実施できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、第10の（7）中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年5月28日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要綱の一部改正について」（平成22年5月28日付け21生産第9804号農林水産事務次官依命通知）による改正前の本要綱別表の政策目的の欄のⅡのメニューの欄の2の（1）の経営構造対策であって、平成21年度までに事業実施計画の承認を受け、かつ、当該事業実施計画に定めるところにより平成22年度以降においても事業を実施することを予定している地区（担い手育成緊急地域及び沖縄県に限る。）及び都道府県農業会議等の取組については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物・畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用） 2 草地環境基盤整備対策 上記1及び2の取組については以下の事業が実施できるものとする。 （1）整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ 草地環境基盤整備 （ア）草地等の造成改良 （イ）草地等の整備改良 （ウ）野草地整備改良 （エ）放牧用林地整備 （オ）草地再生改良 （カ）水質汚染防止基盤の整備 （キ）周辺環境基盤の整備 （ク）（ア）から（オ）と一体的に行う施設整備 エ 耕種作物共同利用施設整備 （ア）共同育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）農業廃棄物処理施設	1 メニューの欄の（1）の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （1）都道府県 ただし、草地環境基盤整備を除くものとし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。 （2）市町村 （3）農業協同組合連合会 （4）農業協同組合 （5）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） （6）土地改良区 （7）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） （8）農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） （9）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） （10）その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。） （11）消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。	1 メニューの欄の（1）の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 （2）要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 （3）生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 （4）整備事業を実施する場合（生産局長等が別に定める場合を除く。）にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 （5）共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総	交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。

	(コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 オ 畜産物共同利用施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 離農跡地・後継者不在経営施設 (キ) 畜産周辺環境影響低減施設	(12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。 (13) 食品事業者 ただし、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (14) 民間事業者 環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。 (15) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）	事業費が5千万円以上であること。	
Ⅱ 経営力の強化	新規就農者の育成・確保 1 推進事業 (1) 研修教育推進 ア 新たな研修教育コースのカリキュラム策定 イ 研修教育コースの拡充に伴う指導職員の配置 ウ 就農定着のための専任職員の配置 2 整備事業 (1) 研修教育基幹施設整備 ア 研修教育棟、宿泊棟等施設 イ 農業生産実習、食品加工実習等施設 ウ 新技術・環境保全型農業研修施設 エ 離職者等職業訓練用研修施設 オ 調査研究・実験用施設機材	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合 (4) 市町村 (5) 特定非営利活動法人 メニュー欄の個々の施設の整備を実施することができる事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合 (4) 市町村 (5) 特定非営利活動法人 (6) 農業者等の組織する団体 (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項の選定事業者	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の2/3以内）とする。 交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内）とする。
Ⅲ 食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進 〔中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業、地方市場施設整備〕 1 整備事業 次に掲げる施設の改良、造成又は取得を実施できるもの	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法（昭和46年法律35号。以下「市	採択条件は、次に掲げるすべての要件を満たす	交付金の交付率は定額（事業

とする。 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 イ 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備 (2) 貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの） (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設（高度化・強化を図るもの） (6) 衛生施設（高度化・強化を図るもの） (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) (1) から (13) までの施設内容に準ずる施設 (15) 共同集出荷施設	場法」という。) 第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) P F I 法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5) に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人であって、市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体	こと。 (1) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあつては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	費の4／10以内 (ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率以内)) とする。
--	---	--	---